

名古屋市立八事斎場および第二斎場では、火葬炉の適正な燃焼または拾骨に影響を及ぼす物品として以下に示すものを火葬に付すことを名古屋市立霊園斎場条例施行細則第31条の2第7項において**禁止**しております。

万一火葬に付されますと、火葬時間が長くなったり周辺環境へ影響を及ぼす他、破裂してご遺体を損傷させたり、溶けたものがお骨に付着して拾骨に手間取るなど火葬に支障をきたします。

棺の中に入れる副葬品は「生花」「少量の飲食物」「数枚の手紙・写真」程度にさせていただきますよう、お願いします。

火葬に付してはいけない副葬品等（例）

（1）スプレー缶、乾電池、缶詰製品等

（破裂し、炉内部が損傷するおそれ）



スプレー缶



ガスライター



乾電池



缶・缶詰

（2）ガラス製品、金属等

（融解し、拾骨へ支障をきたすおそれ）



ビン



眼鏡



腕時計



携帯電話・スマートフォン



人形・仏像



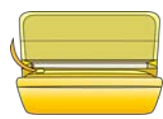
硬貨・貴金属類

（3）プラスチック、ゴム製品等（同素材を用いた棺を含む）

（融解し拾骨へ支障をきたすおそれ、及び周辺環境へ影響を及ぼすおそれ）



カバン・ハンドバッグ



財布



合皮製品



携帯・音楽プレーヤー



CD・DVD



眼鏡



杖



靴・サンダル



ボール類



菓子等の個別包装



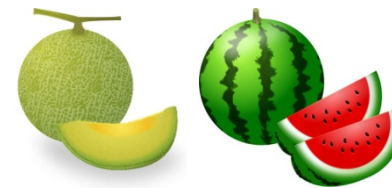
人形



化粧品（容器）

（4）大型・大量の果物、大量のアルコールやジュース等

（異臭が発生するおそれ）



一口大を超える大きさの果物



紙コップ一杯を超える量の飲料

（5）大量の書籍や紙、毛布や綿の寝具等

（燃え難く大量の灰が発生するおそれ）



大量の書籍
（聖書、経典、アルバム等も含む）



座布団



大きなぬいぐるみ



毛布・ふとん



衣料・毛皮製品

（6）生花吸水フォーム等（難燃性物質）・ドライアイス等

（不完全燃焼により機器故障のおそれ）



生花吸水フォーム



保冷剤



ドライアイス



カーボン製品等（難燃性）

※ここに示されているもの以外でも（1）～（6）の項目に該当するものは、すべて火葬に付さないようお願いします

【お願い】 ペースメーカー及びそれに類似するものを使用している場合は、斎場または葬儀会社様へお知らせ下さい。